

# 社会福祉法人墨田区社会福祉協議会広告掲載事業要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、墨田区社会福祉協議会(以下「墨田区社協」という。)の広告媒体を活用し、企業等の広告を掲載又は掲示(以下「広告掲載等」という。)することについて、必要な事項を定めることにより、墨田区社協の新たな財源を確保し、区民生活の利便性向上と地域福祉の増進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、広告媒体とは、墨田区社協の印刷物、ホームページ等で広告を掲載することが可能な媒体をいう。

## (広告の募集)

第3条 広告の掲載に際し、会長が広告を募集する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告料
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載等の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

2 広告を募集する場合は、前項各号に掲げる事項を記載した掲載取扱基準を定め行うものとする。

## (広告の内容)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認める広告については、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業広告
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの及びそのおそれがあるもの
- (10) 人事募集にかかわるもの
- (11) 墨田区社協が推奨しているかのような誤解を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、会長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 前項に掲げるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、会長が別に定める。

## (広告の作成)

第5条 広告は、広告主又は複数の広告主の広告を取りまとめる者(以下「広告掲出者」という。)の責任及び負担で作成するものとする。

## (広告の掲出)

第6条 広告掲出者は、掲出する広告を墨田区社協が指定する期日までに持込み、郵送又は電子メールにより墨田区社協に提出するものとする。

## (広告の修正)

第7条 会長は、広告が各種法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、いつでも、広告掲出者に対して広告の修正を求めることができる。

(広告の変更)

第8条 広告掲出者は、広告の内容を変更しようとするときは、墨田区社協と協議するものとする。

(広告掲出の取消し)

第9条 会長は、広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲出者への催告その他の手続を要することなく、広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
- (3) 第7条の規定による広告の修正を広告掲出者が行わないとき。
- (4) 広告が、各種法令若しくはこの要綱に違反している、又はそのおそれがあり、第7条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が広告掲載等を継続することが適切でないと判断したとき。

(広告掲出の取下げ)

第10条 広告掲出者は、自己の都合により広告掲載等を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載等を取り下げるときは、広告掲出者は書面により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載等を取り下げた場合においても、納付済の広告料は返還しない。

(広告料の返還)

第11条 広告掲出者の責に帰すことができない事由により、広告掲載等を取り消したときは、納付済の広告料を当該広告掲載者に、取り消した期間に応じて還付する。

(事故責任)

第12条 広告に起因する事故の補償に関しては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該事故が墨田区社協の責めに帰すべき事由により発生したときは、墨田区社協が補償する。
- (2) 当該事故が墨田区社協の責めに帰すことができない事由により発生したときは、広告掲出者が補償する。

(広告掲出者の責務)

第13条 広告掲出者は、掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲出者は、広告が第三者に係る権利につき、利害関係上の争いがないことを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関して損害賠償請求等がなされたときは、広告掲出者の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して問題が発生した場合は、墨田区社協と広告掲出者との協議により解決するものとする。

(広告掲載内容等の審査)

第15条 広告掲載の内容や広告主に関する審査については、この要綱に基づき、会長が行い、掲載の可否を判断するものとする。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から適用する。